

日整

トピック

発行
公益社団法人
日本柔道整復師会
発行人 工藤鉄男
編集人 富永敬二

厚労省から各保険者へ事務連絡 「受診抑制の照会を慎まれない」

不適切な調査事例に対応

厚労省から各保険者への事務連絡内容

《主要事項のみ掲載》

1. 被保険者等への照会の目的

被保険者等への照会については、本来の目的である不正の疑いのある施術等についての被保険者等への確認のために実施するものとし、受診の抑制を目的とするような実施方法は厳に慎まれない。

2. 照会対象の選定

被保険者等への文書照会については、不正の疑いのある施術や多部位、長期、頻度が高い傾向がある、又はいわゆる部位転がし（同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す）といった照会が必要な施術について照会することとされたい。

3. 照会の手法

(1) 施術後照会まで相当期間が経過すると、被保険者等の記憶が曖昧になり照会の意義が薄れることから、適切な時期に実施するとともに、
(2) 照会に当たって、患者に分かりやすい照会内容とし、また、記述しやすい回答欄とされたい。具体的には、被保険者等への照会は、実際に施術を受けているかや外傷によるものかを確認するものであることから、施術期間・実日数や、負傷の原因・箇所（いつ、どこで、何をしているときに、どのようなことをして、どこを負傷したか）を確認するものとされたい。

(3) また、申請書と被保険者等からの回答が一致しない場合には、不正が明らかであるなどの必要がない場合を除き、施術所等に照会を行い、疑義を解消するようにされたい。その際、疑義の解消に必要な範囲での照会を行われるよう留意されたい。

(4) なお、被保険者等に領収証の提出を求め、領収証の提出がないことのみをもって不支給決定をすることは適切ではないので、留意されたい。

4. 照会の事務や作業の委託

返戻、照会の要否、審査、支給又は不支給の決定などについては、外部委託することが適当でないので、留意されたい。

また、被保険者等への照会の単なる事務や作業を外部委託する場合には、外部委託先について適切に事務や作業を実施できるかどうかを確認するとともに、保険者の責任と指導・監督の下で事務や作業が行われるようにされたい。

その際、施術者団体や請求代行を行っている者の子会社等に委託することは、自らの関係施術所について異なる取扱いをする等の疑義が生じるため適当ではないと考えられるので、留意されるとともに、その実態が判明した場合、保険者は、委託業者が自らの関係施術所について異なる取扱いを行っていないか改めて確認するなど、公正性の担保について留意されたい。

なお、委託費について、例えば、不支給となった請求額、照会や返戻の実施件数が多くなれば委託費が比例的に多くなるなど、過度なインセンティブを含む委託費となっており、結果として不適切な照会につながっている例があるとの指摘があるので、そのようなことがないようにされたい。

5. 被保険者等への照会についての相談窓口の設置

被保険者等への照会の不適切な例が指摘されていることを踏まえ、厚生労働省において、平成30年度に、その実態を把握し必要な改善を図るため、相談窓口を設けることとした。被保険者等への照会の不適切な事例については、別添の連絡票により受け付けることとしたので、ご了知願いたい。

これまで各保険者やその委託先の業者から患者

さんなど被保険者に対し、相次ぐ不適切な二次点検

厚労省に相談窓口を設置 日整の進言 重く受け止め

の照会（調査）事例がある。結果として来院抑制につながるケースが多く発生し、死活問題となっている。
日整は制度改正と教育改革に並行してこの問題にも本腰を入れ、日夜解決に向け取り組んできた。日整の進言を重く受け止めた厚労省は、患者さんなどへの照会について「受診の抑制を目的とす

るような実施方法は厳に慎まれない」との文書を平成30年5月24日付けで
各社団でまとめ日整保険部へ
各都道府県社団は、会員からの情報等により不適切と思われる保険者の照会事例等を把握した場
合、内容を精査し、裏面に示した日整所定の様式の電子データを作成の上、メール添付により日整保

各保険者へ事務連絡として発出した。（その主要事項を左記に別掲）
険部に報告していただきたい。日整保険部は、更に取りまとめ、厚労省へ報告する。
なお、手続き等の詳細については、平成30年6月11日付けで日整から文書連絡する。